生第103697号	化成肥料	硝酸化成抑制材入り高度化成665Cu	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第103702号	配合肥料	VE省力BB297	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第103741号	化成肥料	くみあい燐加安066	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第103742号	化成肥料	くみあいNK化成707	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第103743号	オキサミド	30.0粒状オキサミド	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第103744号	化成肥料	高度化成555号	住化アグロソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目27番１号
生第103749号	化成肥料	マザー苦土尿素入り複合燐加安558	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第103754号	鉱さいけい酸質肥料	粒状四国物産苦土ケイカル	四国物産株式会社	香川県観音寺市昭和町二丁目４番５号
生第103760号	鉱さいマンガン肥料	粒状鉱さいマンガン肥料１号	有限会社サン・クローバー	東京都港区芝公園二丁目４番１号
輸第103681号	尿素	尿素45号	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
輸第103745号	化成肥料	燐酸１カリウム（H）	日星産業株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
輸第103746号	その他の草本性植物油かす及びその粉末	5.0ひまわり油かす	丸紅株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
輸第103747号	重過りん酸石灰	43.5重過燐酸石灰３号	三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
輸第103748号	副産石灰肥料	45.0カキ殻石灰　粒	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第103751号	重過りん酸石灰	重過りん酸石灰２号	株式会社FYC	福岡県福岡市中央区港２丁目１番５号
輸第103752号	ひまし油かす及びその粉末	みらいヒマシ３号	みらいアグリ株式会社	福岡県福岡市中央区天神一丁目９番17号
輸第103756号	尿素	46.0　尿素	栄物産株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
輸第103761号	化成肥料	りん安Z一1049DB	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第103762号	化成肥料	りん安Z一1050DB	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第103763号	化成肥料	りん安Z一1050DB別２号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第103764号	化成肥料	硝酸加里４号	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
輸第103765号	腐植酸苦土肥料	DT腐植酸苦土肥料8.0	大興貿易株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
輸第103766号	熔成微量要素複合肥料	熔成微量要素複合肥料１号	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号
外第103739号	硝酸石灰	GC硝酸カルシウム	青島宇慧緑色工貿有限公司	中華人民共和国山東省青島市保税区北京路37号１、２工房
			グリーンコスモス肥料株式会社（国内管理人）	北海道苫小牧市新開町三丁目13番２号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月四日　　農林水産大臣　齋藤　健

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第86338号	化成肥料	有機入り７・３・５・４号	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
輸第10028号	副産苦土肥料	マグマックス65	株式会社ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篶1112番地
輸第10039号	硫酸苦土肥料	マグキーゼ27	株式会社ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篶1112番地
輸第12039号	副産苦土肥料	マグマックス60	株式会社ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篶1112番地

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第七十五条第三項の規定に基づき、指定法人から住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年九月四日　　経済産業大臣　世耕　弘成

名称	変更前の住所及び事務所の所在地	変更後の住所及び事務所の所在地	変更年月日
公益財団法人原子力環境整備・資金センター	東京都中央区月島一丁目五番七号	東京都中央区明石町六番四号	平成二十九年九月十一日

○国土交通省告示第八百十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十八条第三項及び第四項並びに第六十六条の規定に基づき、建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件及び鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月四日　　国土交通大臣　石井　啓一

（建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件の一部改正）

第一条　建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。